

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク ([www.pwc.com](http://www.pwc.com)) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
金融部  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

外国組員課税の特例における  
「業務執行」の判定について

2009年度税制改正において、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき組成された投資事業有限責任組合(外国におけるこれに類する組合を含む。以下「投資組合」)の組員である非居住者または外国法人について、国内における恒久的施設の有無およびいわゆる事業譲渡類似株式の譲渡の判定に関しての特例が設けられました(以上を合わせて、以下「外国組員課税の特例」といいます)。

当該外国組員課税の特例の適用を受けるための要件の一つとして、外国組員が投資組合事業にかかわる業務執行行為を行わないことが求められていますが、当該要件の明確化を図るため、「外国組員に対する課税の特例、恒久的施設を有しない外国組員の課税所得の特例における「業務執行として政令で定める行為」について「Q&A」(以下「Q&A」)が2009年7月に経済産業省から公表されました。当該Q&Aの内容については国税庁にも確認を受けている旨の記載があります。

本ニュースレターでは、外国組員課税の特例における税法上の業務執行の判定に関して、Q&Aで示された内容をご紹介いたします。

## 外国組員課税の特例の概要

2009 年度税制改正において、投資組合の組員である非居住者または外国法人のうち、(1)有限責任組員(以下「LP」)であること、(2)投資組合の業務を執行しないこと、(3)投資組合の組合財産に対する持分の割合が 25%未満であること、(4)無限責任組員と特殊な関係のある者でないこと、(5)国内に投資組合の事業以外の事業にかかわる恒久的施設を有しないこと、およびその他一定の手続要件を満たす者は、国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人とみなすこととされました。

また、上記の要件を満たす者および上記以外の投資組合の組員のうち国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人で上記(1)、(2)およびその他一定の要件を満たす者が、その投資組合を通じて一定の株式等の譲渡を行う場合、いわゆる事業譲渡類似課税の判定については、組合単位ではなく組員単位で行うこととされました。

以上の外国組員課税の特例の要件のうち、(2)に定める「業務執行」とは、当該組合契約にかかわる業務の執行、業務の執行の決定、業務執行または業務執行の決定についての承認、同意その他これらに類する行為をいうとされており、外国組員が特例の適用を受けるためには、これらの業務執行行為を行わないことが必要となります。

## 外国組員課税の特例における「業務執行」に関するQ&Aの概要

2009 年 7 月に公表された Q&A においては、上記外国組員課税の特例の適用にあたって、LP である外国組員が行う以下の 1 から 3 の行為類型ごとに、税法上、業務執行として取り扱われる行為(以下「税法上の業務執行」と)と税法上、業務執行として取り扱われない行為の分類についての基本的考え方が以下のとおり示されています。

		税法上の業務執行に該当する行為	税法上の業務執行に該当しない行為
1 業務執行とは関係のない行為		-	投資組合の基礎にかかわる権利や、監督権、自身の利益確保のための権利に基づく LP の行為
2 業務執行に関するが業務執行ではない行為	GP(無限責任組員)の権限内行為の承認等	GP の業務執行権限の範囲内の投資案件について、GP の業務執行の前提として LP の承認等が必要とされる場合における当該承認等	-
	GP の権限外行為の承認等	GP の権限外の投資業務の執行に対して LP の承認等が必要とされる場合における当該承認等	-
	利益相反取引の承認等	GP がその投資組合の業務執行権限者として行う利益相反取引に対して LP の承認等が必要とされる場合における当該承認等	LP が GP の利益相反取引について事前に説明・報告を受けることや、これに対して助言や異議の申し立てをすること(実質的に承認等と変わらない場合を除く)
	GP の業務執行権限の範囲の変更についての承認等	GP の業務執行権限の範囲の変更について LP が承認等することが実質的には GP の業務執行等についての承認等であると考えられる場合における LP の承認等	投資可能限度額や投資可能資産の変更など、個別の投資判断を離れて事前に行われる GP の業務執行権限の範囲の変更について LP が行う承認等(左記の場合を除く)
	投資業務に対する助言	実質的に GP の業務執行に対して拘束力を持ち、承認等と変わらない助言	GP の業務執行に対する拘束力を持たない助言
3 業務執行そのもの		投資先との交渉、投資先の決定、売却など、業務執行そのものに該当する行為	-

なお、投資組合においてLPがGPの業務執行等に対して助言等を行う機関であるアドバイザリーボードが存在する場合については、アドバイザリーボードがその権限に基づいて行う行為は、上記の分類で税法上の業務執行とみなされない限り、税法上の業務執行に該当しないものとされています。

上記のとおり、Q&Aにおいては、LPの行為類型ごとに税法上の業務執行の判定基準が整理されていますが、その判定にあたっては実質的な判断が要求される場面もある点に留意が必要となります。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

<b>パートナー</b>	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
<b>シニア・マネージャー</b>	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saikei@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
<b>マネージャー</b>	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com
	牧平直子	03-5251-2223	naoko.makihira@jp.pwc.com
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	